

銀行「カードローン」地獄の根絶のために、 貸金業法の改正をはじめ、利息制限法の 上限金利引き下げを求めます

全国クレサラ・生活再建問題被害者連絡協議会（被連協）

被連協は下記の4項目を誓願すべく、全国的に署名活動を展開していきます。

本年7月7日には全国クレサラ・生活再建問題対策協議会と私たち被連協の共催で全国一斉カードローン問題の110番を行います。（出発は2団体でスタートしますが、多くの団体にも呼びかけて共催しての活動を展望します。）この署名活動は7月7日をめざして展開いたします。あらゆる個人、団体にも呼びかけて輪を拡げましょう。

そのためにも、全被害者の会で学習し、行動を起こしましょう。

【請願事項】

1. 銀行カードローン融資についても貸金業法上の総量規制を適用させるよう、関係法令を改正してください
2. 貸金業者が融資の保証会社となる場合、その保証金額も総量規制の対象としてください。
3. 銀行によるカードローン融資の過剰な宣伝・広告についての法令による規制を求めます
4. 高すぎる利息制限法の上限金利の引き下げを求めます



（はじめに）

銀行が発行する専用カードを使い、無担保で現金を借りられる「銀行カードローン」。いま、テレビやインターネットなどで大々的に広告をし、「銀行だから安心」との消費者の信頼を逆手にとって過剰な高利の貸付が行われています。その大半が十数%

%というサラ金並みの金利であるため借りたお金を返せなくなり、自己破産に追い込まれる人たちが相次いでいおり、かつてのサラ金・ヤミ金地獄に匹敵する社会問題となっています。

かつて、高利貸金業者による消費者被害の典型は「サラ金3悪」（高金利、過剰な融資、過酷な取り立て）と呼ばれて、日本の消費経済に深刻な問題を及ぼしていました。

ようやく平成18年に貸金業法が施行され、サラ金被害は下火となったかと思われてきましたが、サラ金やクレジット会社に代わって銀行（のカードローン）が悪質高利貸しとして登場し、いまや「カードローン地獄」とも呼ばれるほどに、消費者に深刻な被害をも

たらしめています。

借り入れの多くは生活費のやりくりに関り果てた消費者です。銀行カードローンで借金を重ねたことで返済不能になる—そんなケースが後を絶ちません。大銀行などが経済的に苦しい人たちをもうけのため食べ物にすることは許されません。私たちは、早急に厳格で有効性のある法的規制を求めます。

1、「銀行カードローン」の問題点と仕組み

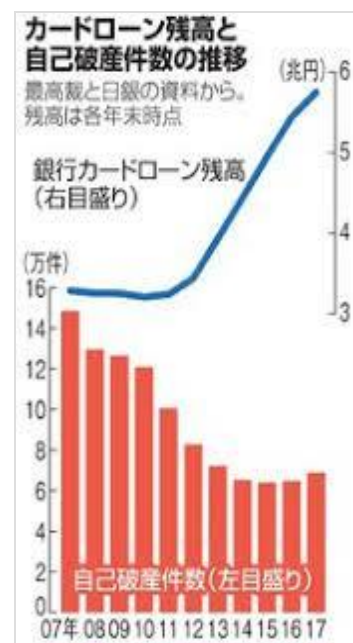
銀行によるカードローンは、以下のような問題点が指摘されています。

(1)、銀行カードローンで自己破産件数が増加

サラ金被害が社会問題になり、国民の批判の高まりのなか、平成18年の貸金業法の改正などを経て多重債務者数も自己破産も減少していました。ところが平成28年、自己破産の申請件数は6万4637件へ13年ぶりに増加に転じました。現在も増加傾向です。

多重債務破産の原因は、銀行カードローン融資の拡大と軌を一にしています。

なぜ、銀行カードローンが多重債務破産増加の原因となっているのでしょうか。銀行カードローンの金利は4～14・5%などですが、利用が多いとみられる200万円以下の金利は約10～14%に設定されており、しかも収入に見合わない安易な過剰貸付が銀行によって行われていることもあるため、生活苦でお金を借りる人たちにとって返済は容易ではなく、その結果、借金を返すためにまた借金する悪循環から多重債務に陥るという構図があるためです。



(2)、目に余る過剰広告宣伝で業績伸ばす銀行



「お近くのATMで」「24時間いつでもお申し込み」。銀行各社のカードローンの宣伝文句です。手軽さなどを盛んに売り込み、銀行カードローンの利用が広がり、その貸付残高は2013年から急増しています、平成28年では5兆4377億円にものぼり、サラ金など貸金業者の貸付残高の2倍以上にふくれあがっています。

(3)、利用の大半は生活苦から

銀行カードローンは、どのような事情で利用されているのでしょうか。

平成30年1月18日に発表された金融庁の調査によれば、カードローンを使う理由で最も多かったのは「生活費不足」（38・1％）でした。このほか「冠婚葬祭費」「医療費」「住宅ローン」なども。家計のやりくりで四苦八苦し、末にカードローンでお金を借りるといった消費者の実情が浮き彫りになっています。



(4)、貸付は銀行、取り立て（保証委託）はサラ金

平成18年貸金業法により、サラ金やクレジット会社は、かつてのような商売のやり方はできなくなりました。これに代わって新たに編み出された商売の仕方が銀行カードローン融資の「保証」です。すなわち年十数%の高利で貸し出しをするの



は銀行ですが、支払が出来なくなったときのために、サラ金やクレジット会社が保証人（保証会社）となる仕組みです。この仕組みを使えば、銀行は消費者に高利でカードローン融資をし、他方サラ金は保証料を徴収できる、そして消費者の支払が滞ったら今度はサラ金

が保証会社として高利の延滞金で取り立て回収をすることが出来る。つまり銀行もサラ金も儲かる仕組みなのです。

しかしながらこの仕組みには、

- ①高利の貸付であっても消費者に対しては「銀行が貸付けるのだから安心」との誤認を与えつつ、安易な貸付を誘発している。
- ②サラ金が保証会社になっていることについて銀行がきちんとした説明がなされずに、「銀行でお金を借りたのに、サラ金から取り立てや裁判を起こされた」といった被害事例を生む。

といった問題があります。

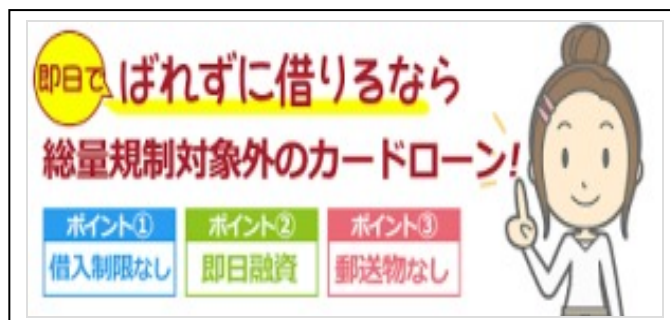
誓願項目の3に「貸金業者が融資の保証会社となる場合、その保証金額を自社貸付金額と同様に総量規制の対象としてください。」を入れました。貸金業法の改正で“つぶれかかったサラ金業者”はメガバンクの傘下に入り、形を変えて息を吹き返しています。貸金業法の規正を受けるサラ金が銀行保証をする、そこにも貸金業法を本来、適用すべきです。サラ金の延命を私たちの手で断ち切りましょう。

2、規制の対象外で野放し状態の銀行カードローン

サラ金については改正貸金業法で、個人への貸し付けは年収の3分の1を上限とする「総量規制」が導入されました。しかし銀行は貸金業者でないということから貸金業法による規制の対象外とされました。

つまり貸金業法の規制の対象でない銀行の高利貸付は、現在、貸付の上限も、

広告宣伝の方法も野放しの状態
ということ。この状態が続
く限り、サラ金被害は下火にな
っていたとしても、銀行による
高金利被害、過剰融資被害が続
くかぎり、せつかく高金利被害
の撲滅のために制定された貸金



業法の趣旨が生かされません。銀行が脱法的にカードローン融資で大もうけをし、一
方で消費者被害が後を絶たない状態は一刻も早く無くさなければなりません。

3、銀行は公共性を果たす社会的責任がある

銀行は、サラ金やクレジット業者などとは異なり、極めて高度の公共性を維持する
社会的責任を負っています（銀行法1条）

にもかかわらず、昨今の政治が金融経済とは別に実体的な消費経済の下落を生じさ
せ、貧困と格差がより一層拡大させられているもとで、生活苦にあえぐ人たちに、高
金利でお金を貸し出し、大もうけの手段にするという、まともな金融の姿とは無縁の
銀行カードローン融資が、いま大手を振って行われているのです。このような銀行法
の趣旨にも反する、こうした形態の消費者への融資は直ちに改めるべきです。

銀行法1条 この法律は、銀行の業務の公共性にかんがみ、信用を維持し、預金者等の保護を確
保するとともに金融の円滑を図るため、銀行の業務の健全かつ適切な運営を期し、もつて国民経
済の健全な発展に資することを目的とする。

4、被害をなくすために（1）

銀行カードローンにも法律の規制を

① 貸金業法の総量規制を銀行にも

銀行カードローン貸付は、年収の3分の1までにせよ！銀行も総量規制の対象に
サラ金やクレジット会社は年収の3分の1までの貸付しかできません。他方、銀
行がカードローン貸付をし、サラ金・クレジット業者がその保証人となることによ
って、事実上、この総量規制をまぬがれており、銀行は利息制限法の上限金利にほ
ぼ近い高利で貸付をし、サラ金・クレジット業者は保証料でもうけをあげ、借主の
支払が困難となったときには直接高い延滞利息で更にもうけをあげることが出来る
仕組みとなっており、これがいま総量規制の「抜け穴」となっています。

ですから、貸金業者であるサラ金やクレジットだけでなく、銀行にも貸金業法で
定められている貸付に際しての上限規制を定めた法律を作り、法律の「抜け穴」を
なくさなければ銀行カードローンによる消費者被害をなくすことは出来ません。

② 厳しい広告規制を

サラ金やクレジット会社については、貸金業法等による広告規制があり、事実と

著しく異なる説明や、著しく有利であるとの誤解を招く説明、返済能力がない人を対象にしたり、返済能力を超える貸付を誘因する、借入が簡単だと感じさせる、誤解を招くような利率の表示や説明などが「誇大広告」として貸金業法で禁止されています。また広告規制は、貸金業協会による自主規制の対象となっており、テレビCMの放送時間帯や放送内容も一定の規制がなされ、かつてのサラ金地獄のようなものではなくなっています。

ところが、銀行については貸金業者でないため、カードローン貸付の勧誘については広告規制の対象外となっています。とりわけテレビCMに代わって、インターネット広告は全くの野放しの状態のままで、「手軽に借りられる。」「審査が簡単」「消費者金融がダメでも銀行カードローンならOK」など、安易に借入れを煽る誇大宣伝が全くの野放しの状態となっており、これが銀行カードローン被害が発生する発端となっています。

私たちは、銀行カードローンの過剰融資による消費者被害をなくすために、貸金業法と同様の広告規制を銀行カードローンにも厳格に適用するよう、法改正が必要であると考えます。

5、被害をなくすために(2)

公的低利融資制度の抜本的拡充を

我が国における生活資金等を対象とした消費者への公共的な小口の貸付制度の現状は社会福祉協議会が行う福祉貸付金など、その規模や貸付金額などのほか、ごく一部に限られた制度でしかなく、たいへん貧弱なものです。

こうした現状が一方でかつてのサラ金問題という社会問題を生み出し、今日の銀行カードローン問題を生み出す背景になっています。私たちは、銀行への法的規制とあいまって、こうした公的低利融資制度の抜本的な拡充を求めます。

6、被害をなくすために(3)

利息制限法の上限金利の抜本的引き下げを

現在の法律で認められた金利の上限は20%。これを超過する貸金業者の利息の約束は無効でありかつ犯罪です。同時に、利息制限法に定める20パーセントの金利の上限は、銀行普通預金金利の1万倍にも匹敵するもので、マイナス金利の時代にあってはもはや「超高金利」です。

私たち被連協は、これまで永年に渡って、サラ金被害・クレジット被害、ヤミ金被害とたたかってきました。高利貸しのない社会、高金利被害の撲滅に向けて、銀行カードローン被害も撲滅しなければなりません。そのためには、銀行の業務に対する法的規制に加えて、高い金利そのものを引き下げさせる必要があります。

そのため、私たちは、利息制限法の上限を少なくとも10パーセント未満(1ケタ台)に引き下げを求めます。

以 上

私たちの要求スローガン

カードローン被害をなくそう

銀行の高利貸付を規制せよ。

銀行カードローンにも総量規制を

貸金業者の融資保証にも総量規制を

貸金業法を改正せよ。

野放しを救すな。

大銀行の悪辣商売を規制せよ

銀行を法規制せよ。

過剰貸付をゆるすな。

利息制限法の利率を引き下げよ。

低利融資の制度をつくれ

銀行は公共責任を果たせ

